

平成 29 年 度

大阪市予算編成に関する要望書

OSAKAいくの大阪市会議員団

2016年12月26日

大阪市長
吉村洋文様

OSAKA いくの大阪市会議員団
代表 武 直樹

平成29年度大阪市予算編成に関する要望書

現在の日本社会は他の先進諸国に比べて、急速なスピードで少子化が進み、これまで経験したことのない人口減少社会への対応が迫られています。

2025年には団塊の世代が後期高齢者となるピークを迎えるとされており、高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けた施策の実現が一方では求められ、他方では、子どもの貧困がクローズアップされ、次世代を担う子ども施策の充実が求められています。地域が抱える課題は、ますます複雑・多様化、深刻化し、地方自治体の果たすべき役割は極めて大きくなってきています。

こうした状況の中、今、大阪市が傾注すべきことは、全ての市民が健康と暮らしの安心・安全を実感できる安定した市政運営であり、その実現のためには、トップダウン型でなく、あらゆる場面で、ボトムアップ型の市民参画による市民の生活実態に沿った市政改革を進めていく必要があります。

吉村市長は、これまで取り組んできた様々な施策・事業について、PDCAサイクルによる効果検証を行い、行き過ぎた部分は修復し、対話と協調を重視しながら市政改革を進めてきたと認識しています。

ぜひとも、平成29年度予算編成にあたり、以下7項目について予算化されるよう要望いたします。

平成29年度大阪市予算編成に関する重点要望項目

1. 大都市における住民自治の拡充

- ・ 総合区の設置
- ・ 区政会議・地域協議会
- ・ 地域活動協議会
- ・ 施策の縦割りをつなぐ総合的な長期ビジョンの策定

2. 高齢者、障がい者、子どもなどの支援策の充実

- ・ 住民自治型の地域福祉の推進
- ・ 専門性が高い事業の公募の在り方について
- ・ 地域包括ケアシステムの構築

3. 次世代を担う子ども施策の充実

- ・ すべての子どもの安心と希望の実現（子どもの貧困対策）
- ・ 生野区西部地域学校再編整備計画

4. 空き家対策の取り組みの推進

- ・ 空家等の利活用の積極的な取り組み

5. 災害に強いまちづくり

- ・ 地域防災機能の強化
- ・ 災害時の要援護者支援

6. 交通・水道・下水道事業

- ・ 総合的な交通政策の推進
- ・ BRTの社会実験
- ・ 経営形態変更の慎重な議論

7. 文化、観光、経済振興

- ・ 創業、協働支援

1. 大都市における住民自治の拡充

(1) 総合区の設置

- ・住民投票で決着のついた大阪市を廃止分割して特別区を設置するための検討はただちに終了すること。
- ・さらなる、区の権限強化や予算拡充、住民自治の拡充を目指して、地方自治法改正で設置が可能となった総合区の設置についての検討を進めること。
- ・住民自治の拡充を目指すのであれば、統治する側からのトップダウン型の改革ではなく、そのプロセスにも住民が参画し、幅広く議論を行いながら進めていくボトムアップ型の改革として進めること。

(2) 区政会議・地域協議会

- ・区民の声を区の将来ビジョンや運営方針に反映し、各区・各地域の実情や特性に即した施策・事業を実施するために、現在の区政会議の進め方の改善、権限強化をはかること。
- ・さらに、地方自治法による地域協議会の仕組みの活用をはかること。

(3) 地域活動協議会

①事務局

- ・地域振興会をはじめとする各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が参画し、地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、市民による自律的な地域運営が図れるよう、地域活動協議会の事務局体制の確立に向けて中間支援組織を活用すること。

②活動拠点

- ・地域の活動の基盤となるコミュニティ集会施設と老人憩の家は、全額市費負担によって早期に建設すること。
- ・現施設の点検を行い、施設の改修・建て替えについても積極的に行うこと。
- ・地域活動の基礎的な活動拠点である会館運営費補助は、以前の水準に戻すこと。

③スーパーコミュニティ法人

- ・雇用などが代表者の私的契約になり、多額の金銭の扱いが個人責任になる一方、NPO法人などは地縁の自主組織となじまないなど協議会型自治組織が抱える全国でも共通の課題がある。こうした課題解決に向けて国への働きかけが行われている「スーパーコミュニティ法人」について大阪市としても調査研究を行いその実現を目指すこと。

(4) 施策の縦割りをつなぐ総合的な長期ビジョンを策定すること

- ・それぞれの課題分野、施策ごとの長期的な計画、取り組みをつなぐために基礎自治体としての長期的なビジョンを策定し、大阪市総合計画を策定すること。
- ・区レベルにおいては、施策の縦割りをつなぐ区の将来ビジョンを区民の声を反映し策定すること。

2. 高齢者、障がい者、子どもなどの支援策の充実

(1) 住民自治型の地域福祉の推進

①地域福祉ビジョンの策定と区の運営方針に基づいたPDCAの徹底

・様々な課題解決のためその課題別に対応した福祉施策、事業が縦割りに実施されているが、対象となる住民は同じであり、複雑・多様化、深刻化する課題に対応するには、連絡・調整を行いながら、地域の中で施策の総合化を図る必要がある。そのために地域福祉ビジョンを策定し、運営方針で実施のPDCAをしっかりと行うこと。

・関連施策を単に実施するだけでなく、住民、専門職、関係機関、団体が参画し、協働できる協議会やテーブルを定期的に調整し、参画者が主体的に課題解決に取り組む住民自治型の地域福祉を推進すること。

・役所に担当窓口がない地域課題については、行政と医療・福祉関係者、地域関係者からなるプロジェクトチームを設置し、その解決を図ること。

②総合相談窓口のワンストップ化の徹底

・複雑・多様化、深刻化する課題に対応するために、専門分野ごとにたくさんの相談窓口があるが、自分が必要とする窓口にとどりつけない市民がいる。最初に受け付けた相談窓口は、ただ単に紹介するだけでなく、適切な窓口につないでいくワンストップ化の徹底を行うこと。

③地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

・高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会「地域共生社会」の実現のため、対象者ごとの福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へと転換すること。

・現在モデル的に取り組んでいる地域共生型福祉サービスの検証を進め、現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者・障がい者・子どもなどの福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消すること。

(2) 専門性が高い事業の公募の在り方について

複雑・多様化、深刻化が懸念される福祉課題の解決に向けては、専門性の担保と継続的な支援体制の構築が不可欠であり、そのためには、サービスの担い手側の視点に立って、行政としての委託のあり方について改善が必要である。委託側の都合だけではなく、受託側の状況についても検証を行い、長期継続契約による複数年の契約の採用や、一部直営で行うこと。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

・全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、空家や空き店舗なども活用し、より身近な地域での高齢者の交流の場の充実を図ること。

・訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行実施にあたっては、小学校区ごとに組織された地域活動協議会が参画しやすい仕組みの構築を検討すること。

(4) 生活困窮者自立支援制度

- ・各種支援制度の連携を図り、専門的な相談機関とも協働して寄り添い型支援を行うこと。
- ・非正規雇用が増加している若年者をはじめ、ひきこもりの方、障がい者、ひとり親家庭、高齢者など「就労に向けた支援が必要な人」に対して、地域と連携した就労支援を強化すること。
- ・多様な働き方を可能とする場の開拓と就労に向けた支援のために、区内の事業所から協力を得られるよう、インセンティブの導入などの仕組みづくりを進めること。
- ・生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして本市の実情に応じた実効性のあるものとなるよう、必要な財源の措置について国に要望すること。

(5) 難病者支援

- ・各種難病に対する原因の解明、治療方法の確立について国に要望するとともに、患者とその家族に対し、日常生活上生じる様々な問題の軽減を図るための諸施策を実施すること。

3. 次世代を担う子ども施策の充実

(1) すべての子どもの安心と希望の実現（子どもの貧困対策）

- ・ひとり親家庭の相談窓口、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整えること。
- ・生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な子どもの居場所づくりの実施・支援を行うこと。
- ・子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成すること。
- ・福祉と教育がチームとしてつながり、課題に対応できるようスクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図り、教育と福祉の連携を進めること。また、区の子育て支援室等との連携がスムーズに進むよう、区でのコーディネイト機能を充実させること。

(2) 児童虐待防止

- ・すべての子育て家庭に対する支援を図る観点から、こども相談センター、各区の子育て支援室（家庭児童相談室）、男女共同参画センター子育て活動支援館、保育所における児童相談機能と相談体制の強化を図るとともに、きめ細かく相談窓口の周知・広報を行うこと。
- ・こども相談センターを中心とした関係機関の機能の充実や虐待防止地域ネットワークの充実を図るとともに、虐待通報から48時間以内の安全確認など即応できる体制を強化すること。

(3) 産前産後ケアの充実

- ・産前産後の切れ目ない母親への心身のケアや育児サポートの体制を引き続き充実させ、ひいては虐待リスク低減等の役割を果たせるよう努めること。
- ・産後ケア事業の周知を積極的に行い、真に必要な人に情報が届くように利用支援を行うこと。

(4) 就学前児童の健全育成

①弾力的な保育環境の整備

- ・保育所居室の面積基準緩和及び1歳児の保育配置基準を早期に復元するとともに、多様な保育需要に応えるため、保育所の適正配置、施設の拡充整備に努めること。

②公立保育所・幼稚園の民営化計画の撤回と存続

- ・公立保育所・幼稚園は、就学前児童の健全育成のセーフティネットとして重要な役割を果たしており、原則民営化の計画を撤回すること。
- ・公立保育所で進められてきた再編整備計画については、保育の質を維持・向上させることを基本に市民・保護者の理解を得て公私間の調整を図ること。

③待機児童対策

- ・民間保育所の新築や既存施設の増築または分園整備、あるいは保育事業の充実などとともに保育士確保の推進等により総合的に待機児童の解消を図ること。

(5) 障がい児への就学支援

①障がい児就学

- ・就学にあたっては、本人、保護者の意向を尊重すること。
- ・学校施設の整備改善を図り、すべての障がい児の教育を保障すること。
- ・就労に向けた進路指導を充実すること。
- ・障がい児の学校生活を保障するため、介助等の支援に当たる人的配置の充実を図ること。
- ・障がい児の通学の付き添いへのサポートのために、登録型の付き添いサポーター事業を実施し、教育を受ける権利を保障すること。

②発達障がい児支援

- ・LD、ADHD等の発達障がいのある児童生徒に適切な指導・支援を行うため、教員等に指導内容や方法に関する助言を行う巡回相談の回数を増やす等の拡充を図ること。

③知的障がい児の高校進学

- ・知的障がいのある生徒の高等学校受け入れにかかる制度を拡充し、障がい児の進学権を保障すること。

(6) 生野区西部地域学校再編整備計画

生野区の西側の12の小学校をいったんリセットして4つの新しい小学校に再編する計画は、地域住民の理解と合意が得られていない状況である。

反対、賛成どちらの立場でも、地域の現状がどういう状況なのかを知り、地域の将来

の子どもたちのために、何がよりよい選択なのかを考える機会になっている。はじめから答えありきではなく、協働で考えていくプロセスが重要である。

再編整備で何ができるのかなど具体的に示しながら地域住民の皆さんからの発意を十分にくみ取って進めていくこと。

(7) 中学校給食

- ・デリバリー方式に変えて、自校調理方式や親子方式を導入すること。
- ・小学校と同様に給食費全額を就学援助費の対象とすること。

(8) 学校施設整備

①教育環境の改善整備

・老朽鉄筋校舎を改築し、プール、体育館、特別教室の整備充実（特に大規模校の特別教室の複数化）や給水設備の直結給水化を推進するなど、教育環境の向上に努めること。

②学校図書館の充実

・すべての学力の基礎となる読解力・記述力を培うため、全校一斉の読書活動など言語力育成の取り組みを進めるとともに、改正学校図書館法に基づき、学校図書館の活性化を図るため、学校司書を配置すること。また、引き続き地域住民による読書支援活動ボランティアの育成並びに小中全校への配置を推進すること。

・すべての小中学校において「学校図書館図書標準」を達成するなど、蔵書の充実を図ること。

・学校図書館と市立図書館との一層の連携を図ること。

(9) ひきこもり・ニート支援

・社会的自立に課題を抱えた青少年に対する支援の充実を図ること。

・不登校、ひきこもりなどコミュニケーションに課題を持つ青少年の居場所として、14カ所の通所場所を削減するのではなく、社会と関わる力を育てる場所として、内容等の充実・整備を図ること。

・学校、こども相談センター、各区の子育て支援室など関係機関の連携で、中学校卒業後も途切れることなく社会生活デビューへと導く寄り添い型の支援策を講じること。

(10) 児童扶養手当

・自立を妨げる要因になってしまう多額の返還金が生じないようにするため、児童扶養手当の受給要件については、新規認定時や現況届受付の際などに、受給者によく説明を行うよう取り組むこと。

(11) 幼児教育の無償化

・5歳児の幼児教育無償化を拡充するとともに、認可外保育施設・各種学校の利用者も対象にすること。

4. 空き家対策の取り組みの推進

(1) 大阪市空き家等対策計画の着実な実行

①アクションプランの策定

区役所を拠点として、地域や専門家団体等と多様な連携を図り、空き家等対策に具体的に取り組むため各区でアクションプランの策定を行うとともに、それに応じた予算措置を行うこと。

②特定空き家等対策

安全・安心なまちづくりの観点から、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、早急な対応が求められている特定空き家等対策について、所有者の特定に重点的に取り組み、自主的な改善につながらないときは、命令・代執行による是正措置を行うこと。

③空き家等の利活用

- ・空き家等の活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げること。そのために、住民の急速な高齢化や子どもの貧困問題などが大きな課題となる中、空き家も活用しながら、子どもたち、高齢者等の居場所づくりを進めること。
- ・地域に貢献するのであれば空き家を貸してもよいという所有者の方と、一定の「場所」を必要としていてもなかなか適切な場所が見つからないという団体・NPO等をつなげるマッチングの支援を行うこと。こうしたマッチングは民間だけで解決することは難しいため、中間支援組織の支援など、公共が関与する仕組みを構築すること。
- ・利活用にあたっては、初度経費としてのリノベーションの設計費や改修費補助など支援施策の創設と、アーティストの拠点やものづくりの場、民泊への活用なども含めたメニュー化など支援施策を創設すること。
- ・現在の空き家等対策計画における市の実施体制では、関係局のそれぞれの既存施策に分かれて対応するように見受けられるため、各区のアクションプランの策定にあたり、空き家等の利活用にかかる支援施策を総合的に取りまとめること。その際、区長会議の部会も活用し検討すること。

5. 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちづくり

①住宅等の耐震化、防災化

- ・大規模な地震に備え、地下街、高層建築物、木造住宅、マンション、不特定多数が利用する大規模な建築物等の耐震性・防災性向上を促進すること。
- ・民間老朽住宅の建て替えを促進するための制度を推進すること。

②大規模災害時に備えたインフラ設備の強化

- ・下水道施設の最低限の機能確保や効率的に復旧を行うための行動計画の浸透や検証を継続し、市民の安全・安心を支える下水道事業の持続性の確保に努めること。

- ・防潮堤・橋梁の耐震強化等、地震・津波対策の充実に向け、国に対し国費の重点配分や新制度の創設を求めるなど必要な財源を確保し、災害に強い港づくりをより一層進めること。

- ・災害時においても給水が速やかに確保できるよう、浄・配水場や給・配水管路等の水道施設の耐震化や給・配水拠点ネットワークを整備すること。

(2) 効率的な減災対策

①地域防災機能の強化

- ・災害対策本部機能の運用充実を図り、同時に各区における自主防災組織の育成など、地域防災機能の強化を図り、地区防災計画を住民参加で策定し、効率的な減災対策を合わせて進めること。

②福祉避難所

- ・福祉避難所として協定を結んだ社会福祉施設への支援を行い、協定締結が遅れている状況を早期に解消すること。

③帰宅困難者対策

- ・大規模地震時に発生する帰宅困難者対策として、避難誘導や情報提供など、民間企業・団体・地域等と行政がともに取り組む総合的な支援システムづくりを進めること。

④災害時の要援護者支援

- ・災害時の要援護者支援については、区の防災担当だけでなく、地域保健福祉担当、区社協、消防などと情報共有し、当事者団体、社会福祉施設、事業者などで構成されている既にある地域福祉のネットワークと連携し、総合的な取り組みとして進めること。

6. 交通・水道・下水道事業

(1) 交通政策

①総合交通政策

- ・少子高齢化を迎え、まちの形も変化する中、公共交通空白地、移動制約者の生活交通の確保、交通のバリアフリーなど今後の公共交通のあり方を検討し、局、区を横断して総合的なまちづくりの視点を持ち、施策を実施すること。

- ・都市における地下鉄、バス、民鉄、タクシー、車、自転車など役割分担を明らかにし、都市交通全体が最適となる「総合交通体系」のあるべき姿を示した「総合的な交通計画」を策定すること。

②地下鉄8号線の延伸

地下鉄8号線の延伸（今里～湯里六丁目間）が国の次期答申に盛り込まれるよう取り組みを進めていくこと。そのために、大阪市鉄道ネットワーク審議会の提言を踏まえ、BRTによる需要の喚起・創出、鉄道代替の可能性を検証するための社会実験を、市長のり

ーダーシップをもって、市長直轄の新たな部局が、沿線のまちづくりの視点も入れて総合的に進めていくこと。

(2) 地下鉄事業

①経営形態

- ・地下鉄事業の経営形態については、市民の貴重な財産であるという認識のもと、100%大阪市出資の株式会社化とし、市民・利用者にとって利便性向上やサービス改善につながる民営化となるよう検討を進めること。
- ・市の行政施策とも連携しながら、市民・利用者への利益還元、社会的責任の遂行や社会一般への貢献により一層努めること。
- ・引き続き、より一層の業務の効率化や地域と協働した魅力発信による利用促進、駅ナカ事業の展開など増収に取り組み、さらなる経営基盤の強化に努めること。

②安全対策・バリアフリー

- ・津波や浸水に対する安全対策の充実を図ること。
- ・バリアフリー化の推進にあたっては、地域住民や利用者、障がい当事者の意見を十分踏まえること。そのために、当事者が参画し協議できる場を定期的につくること。
- ・プラットホームからの転落を防止するため、可動式ホーム柵の全駅設置を目指すこと。また、設置の課題が解決するまで当面は、利用人数が多い駅、事故が多い駅から取り組みを進めること。
- ・障がい者、高齢者など誰もが安心して利用できるように、地下鉄・ニュートラムの駅における2ルート目のエレベーター等の設置を図ること。
- ・地下鉄駅につながる民間ビルのエレベーターの場所が、地上からは分かりにくい現状がある。エレベーターの共通の表示の協力を求めていくこと。

③サービス向上

- ・地下鉄駅の改装を計画的に進め、乗客サービスの向上に努めること。
- ・国際化に対応して、公共交通機関に外国語を併記した案内・表示を早急に充実させること。

(3) バス事業

- ・地域サービス系路線については、地域の実態や要望を踏まえ、地域に必要な移動サービスが確保できるよう努めること。
- ・依然として厳しい経営状況におかれていることから、安定的なキャッシュフローを確保できるよう、引き続き改革に取り組むこと。
- ・市バス営業所の管理業務の一部を担っている外郭団体である大阪シティバス(株)において、バス事業者としての運行管理や経営体制の向上を図るなど、経営基盤の強化に取り組むこと。
- ・運転手の確実な確保・養成を行っていくこと。

(4) 水道事業

①経営形態

・水道は、市民生活に関わる最も重要なライフラインであることから、公共施設等運営権制度を活用した経営形態の変更については、拙速な議論は禁物であり、同制度の活用ありきではなく、市民サービスの向上に寄与し、市民の命の水を将来にわたって守り続けていくという観点から、慎重に議論を進めること。

・人口や水需要の減少により、収入が減少する一方、老朽管の耐震化で支出は増加する状況の中、経営形態の議論と並行して、公営のままできる改革や利用料金の値上げについても議論を始めること。

②広域連携・海外展開

・本市の水道技術やこれまでに構築してきた水道施設の既存ストックを有効活用し、他の自治体との広域的な連携をさらに進めること。

・世界の水問題の解決に貢献するため、官民連携による海外展開を推進すること。

(5) 下水道事業

・下水道は市民の安全・安心を担う重要なインフラ事業であることを踏まえ運営権制度導入にかかる課題については、慎重に議論を進めること。

7. 文化、観光、経済振興について

(1) 文化・観光

①アーツカウンシル

・芸術文化の専門家で構成されるアーツカウンシルにより、府市文化事業の評価、企画、調査等に取り組み、都市魅力の向上や社会のための文化・芸術の活用など大阪にふさわしい文化行政を推進すること。

②伝統芸能

・文楽、能楽、歌舞伎等の伝統芸能の普及、振興、支援に取り組むこと。

・伝統芸能をはじめ身近な地域の資源を活用した観光メニューづくりを行うなど、市民、ビジターへの鑑賞の機会を提供する場の創出に努めること。

③観光客誘致

・大阪都市魅力創造戦略2020に基づき、アジア各国をはじめとした海外からの観光客誘致のため、来阪された観光客が十分楽しめる利便性の向上や、観光バス対策など受け入れ環境の充実に努めるとともに、訪日外国人誘致に向けた大阪観光局の取り組みを支援すること。

(2) 経済振興

①新たな産業の育成支援

・産業構造の変化に対応し、新たな雇用創出につなげるため、大阪に基盤があり、今後成長が期待される産業分野として「環境・エネルギー」や「健康・医療」、「ICT関連」などの産業の重点的な育成に努めること。

②創業、協働支援

・創業予定者に対するコンサルティングをはじめ、総合的な創業支援策を実施すること。

・地域ニーズに対応した創業につながるソーシャルビジネス、コミュニティビジネスへの支援に取り組むこと。

・地域商業の活性化に向けて、空き店舗を活用し、商店街や小売市場などがNPO団体、芸術家、高校、大学、企業など地域団体と連携しながら新たな事業をつくりだす活動を支援すること。

・販路拡大や事業提携につながる多様なマッチングや交流事業を推進するとともに、目的別のセミナーやワークショップによる人材育成など、中小企業の経営力強化のための支援に取り組むこと。

③販路拡大

・海外ニーズに見合った「売れる製品」の開発や海外における販路拡大ができるよう、海外見本市等への出展をサポートするとともに、海外企業との商談会を企画・開催し、在阪企業へ商談機会を提供することで海外市場への参入を促進するなど、国際ビジネス活動支援の強化を図ること。

・デザイン性や企画・販売力を高めるクリエイティブ産業を創出・育成し、ものづくり企業などとのマッチングを通じて、高付加価値な新製品・サービス開発を促し、中小企業の取引・販路拡大を支援すること。